

1.法改正と政省令改正の概要

1. 課題

- 雑品スクラップの保管又は処分が、環境保全措置が十分に講じられないまま行われることにより、火災の発生を含め、生活環境上の支障が発生。
- 有価な資源として取引される場合が多いため、廃棄物としての規制を及ぼすことが困難な事例あり。



貝塚市提供写真



海上保安庁提供写真

雑品スクラップ火災の例

〔 港湾・船舶で66件、ヤード等陸上で27件
(平成19年～27年、国立環境研究所 寺園淳氏推計) 〕

2. 法改正事項



生活環境への影響発生を抑制

<規制の内容> (第17条の2)

- ①「**有害使用済機器**」※1の保管又は処分を業として行おうとする者※2に**都道府県知事への届出を義務付け**
 - ※1 使用が終了し、収集された電気電子機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの
 - ※2 届出除外対象者を省令で規定
- ②政令で定める**保管・処分に関する基準の遵守を義務付け**
- ③都道府県による**報告徴収及び立入検査、改善命令及び措置命令の対象に追加**（これらの違反があったときは罰則の対象）

雑品スクラップへの混入が確認された使用済電気電子機器の例（国立環境研究所 寺園淳氏撮影）



掃除機



扇風機



炊飯器

主な政令事項及び省令規定事項（いわゆる雑品スクラップ対策関係）

1. 有害使用済機器の指定

- 今回は、取引の全体像に関する実態把握の蓄積があるリサイクル法の対象機器（家電4品目及び小型家電28品目）を対象として指定した。
- 現場での該非判断を実効性あるものとするため、家庭用機器との差異について現場での判断が容易ではない機器に限り、それ以外の機器（いわゆる業務用機器）についても対象として指定した。

2. 有害使用済機器の保管及び処分の基準

- 廃棄物処理法に基づく廃棄物に関する保管・処分の基準を基本として定めた。
- 火災の防止の観点から、原因となり得る油、電池・バッテリー等を分別した上で保管・処分させる等の必要な措置を講じた。
- その他、保管の高さ、処分の方法等については、保管等の実態を踏まえて設定した。

3. 届出除外対象者

- 廃棄物・リサイクル関係法令の許可等を受けた者
（例えば、廃棄物処理法の許可等及び家電・小型家電リサイクル法の認定事業者等※1）
- 小規模事業者（事業場の敷地面積100m²未満の事業者）
- いわゆる雑品スクラップ業者以外の者であって、有害使用済機器の保管等を業として行う者
（例えば、不良品等の処分を行うために、本業に付随して一時保管を行う製造業者等※2）

※1 有害使用済機器と同等の機器の保管等に係る許可等を有し、当該許可等に係る事業場で保管等を行う者に限る。

※2 有害使用済機器の適正保管を行うことが想定される者に限る。

4. 届出事項

- 申請者の基本情報、事業一般に関する事項、保管に関する事項、処分に関する事項

2. 有害使用済機器の指定

有害使用済機器の指定に係る根拠条文

- 使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下この条及び第三十条第六号において「有害使用済機器」という。）の保管又は処分を業として行おうとする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。次項において「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。【法第17条の2第1項】

有害使用済機器の指定に関する基本的考え方

- 本制度を運用することを通じて、いわゆる**雑品スクラップの保管等の全体像を把握していくことが重要。**
- また、雑品スクラップについて、**適正な保管及び処分を促すとともに、リサイクル法に基づく適正処理ルートがある場合は当該ルートへ誘導することも重要。**
- これらを前提として、**現時点で把握している実態を踏まえ対応。**特に、**人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれとして、鉛等の有害物質や火災リスクに着目して対象を指定。**
- 運用に当たっては、実効ある制度となるよう、**規制逃れを防ぎつつ、運用コスト面も勘案して対象を指定。**

対応方針

- 今回は、取引の全体像に関する実態把握が一定程度なされている**リサイクル法の対象機器（家電4品目及び小型家電28品目）を対象**として指定する。
- 現場での該非判断を実効性あるものとするため、リサイクル法上は家庭用機器に限定されているものの、**有害使用済機器としては家庭用機器との差異について現場での判断が容易ではない機器に限り、それ以外の機器（いわゆる業務用機器）**についても対象として指定する。
- **その他の今回指定しない機器についても、当該機器の有害性や輸出実態を含む使用済機器としての流通の実態等を踏まえて対象機器を追加する等、必要な措置を引き続き検討し、適時適切に機動的な対応を行う。**

（※有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会（座長：寺園淳 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター副センター長）中間取りまとめより抜粋）

有害使用済機器品目一覧

法第十七条の二第一項の政令で定める機器は、次に掲げる機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器及びこれと同様の構造を有するものに限り、その附属品を含む。）であつて、使用を終了し、収集されたもの（廃棄物を除く。）とする。【政令第十六条の二】

一 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）

二 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫

三 電気洗濯機及び衣類乾燥機

四 テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの

イ プラズマ式の物及び液晶式の物【電源として一次電池又は蓄電池を使用しない者に限り、建築物に組み込むことができるように設計した物を除く。】

ロ ブラウン管式のもの

五 電動ミシン

六 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具

七 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具

八 ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具

九 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具

十 フィルムカメラ

十一 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具

十二 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第二号に掲げるものを除く。）

十三 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第一号に掲げるものを除く。）

十四 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第三号に掲げるものを除く。）

十五 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具

十六 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具

十七 電気マッサージ器

十八 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具

十九 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具

二十 蛍光灯器具その他の電気照明器具

二十一 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具

二十二 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具

二十三 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第四号に掲げるものを除く。）

二十四 デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具

二十五 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具

二十六 パーソナルコンピュータ

二十七 プリンターその他の印刷用電気機械器具

二十八 ディスプレイその他の表示用電気機械器具

二十九 電子書籍端末

三十 電子時計及び電気時計

三十一 電子楽器及び電気楽器

三十二 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

業務用機器について

業務用であるが家庭用と判別困難な機器の例



業務用エアコン（壁掛け型）

出所）ダイキン工業株式会社 企業HP <http://www.daikin.co.jp/>（閲覧日：2018年2月28日）

明らかな業務用の機器の例



業務用エアコン



業務用冷蔵機器



業務用洗濯機

出所）左、中央 環境省

右 ダイキン工業株式会社 企業HP <http://www.daikin.co.jp/>（閲覧日：2018年2月28日）

有害使用済機器の概要

- 一般家庭や業務上使用されている機器の中には、内部に鉛などの有害物質が含有されているものやバッテリーが内蔵されているもの又は潤滑油等の油が使われているものがある。これらの機器が本来の用途での使用を終了し、破壊等ぞんざいに取り扱われた場合には、その内部に含まれる有害物質の飛散、汚水の流出や火災発生のおそれがあり人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる可能性がある。
- このような機器のうち廃棄物に該当するものについては、既存の法制度の下、適正な管理が促されることとなる。一方、一部が原材料等として相当程度の価値を有するなどのため、廃棄物とは判断できない機器は、これまで法の規制が及ばなかったことから、適正な管理を促すため、これらの機器を有害使用済機器として位置付け、その取扱いについて一定の規定を設けることとした。
- 有害使用済機器は「使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）」と定義されている。
- 「使用を終了し」とは、その機器本来の用途による使用が終了したことを意味する。したがって、中古品や修理して再度使用する機器など再びその機器本来の用途で使用される機器は「使用を終了し」には該当しないことに留意する必要がある。
- また、「収集された機器」とされているため、収集されていない状態、例えば、機器を使用していた事業所内でそのまま保管されているものは対象ではない。
- さらに、「廃棄物を除く」とは、廃棄物が対象外であり、有価物が対象であることを示している。したがって、政令第16条の2に示す有害使用済機器対象品目であっても、廃棄物と判断される機器は有害使用済機器に該当しない。
- このことから、対象機器が有害使用済機器か否か判断する際には、まず、廃棄物か否かを判断する必要がある。廃棄物該当性の判断に当たっては、従来どおり、既存の通知※等を参考に総合的に判断することとなる。
- その上で、対象機器が廃棄物と判断されない場合に、改めて有害使用済機器か否か判断し、対象機器が機器本来の使用を終了している場合に有害使用済機器に該当する。

※使用済家電製品の廃棄物該当性の判断については、「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（平成24年3月19日 廃棄物・リサイクル対策部 企画課長、廃棄物対策課長及び産業廃棄物課長通知）」（いわゆる3.19通知。）を発出しているが、当該通知は廃棄物該当性の判断の目安であり、有害使用済機器の規制の創設に伴って趣旨が変更されるわけではない。）

(参考) 廃棄物、有害使用済機器、リユース品の概念図

リユース品

再使用を目的とした物（製品リユース）

有害使用済機器

使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

（改正廃棄物処理法第17条の2第1項）

廃棄物

物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し判断

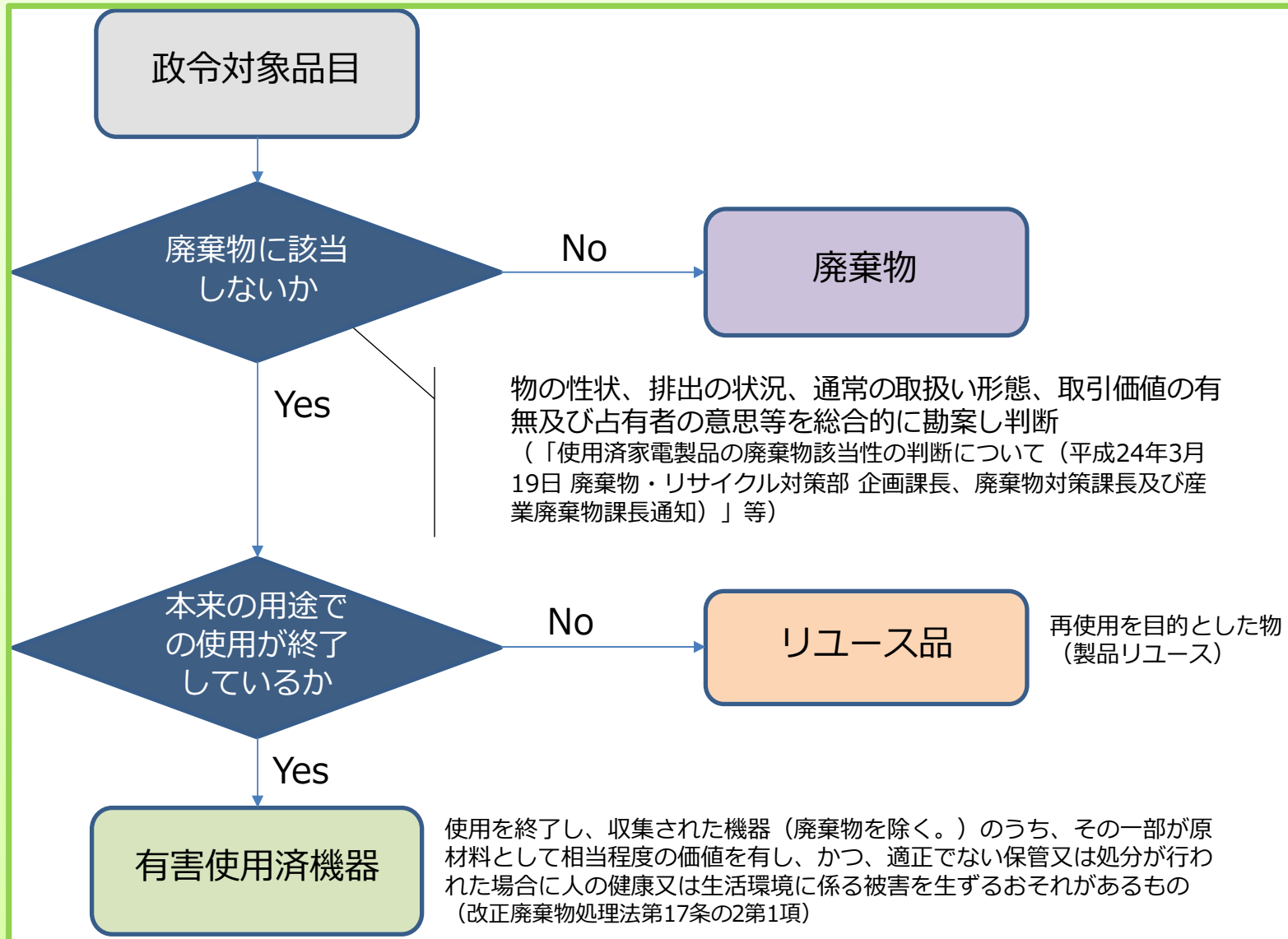
（「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（平成24年3月19日 廃棄物・リサイクル対策部 企画課長、廃棄物対策課長及び産業廃棄物課長通知）」等）

↑
いわゆる有価物

↓
廃棄物

有害使用済機器の判別

有害使用済機器は廃棄物を除くと定義されていることから、まず対象物の廃棄物の該当性を判断し、廃棄物とは判断されない場合について、改めて有害使用済機器の該当性に関して本来の用途としての使用が終了されているか否かの観点から判断することとなる。



有害使用済機器の判別（続き）

破損した機器、部品等の取扱い

- 有害使用済機器はその取扱いの過程で変形したり、破損されたりすることも想定されるが、外形上もとの機器が判別できる場合には有害使用済機器と解する。例えば、下記左の写真のように、ほぼ原形をとどめているプリンターや写真中央のように、ケースの一部がとれているが、パソコンとして判別できるもの、写真右の掃除機のように一部破損しているがとの機器が判別できる場合は有害使用済機器と解する。
- 一方、有害使用済機器を解体し、取り出された部品や原材料となるまで処理されたものは有害使用済機器には該当しない。例えばパソコンを解体し内蔵HDD、基板、電源等の部品単体となったものは有害使用済機器に該当しない。同様に、有害使用済機器を破砕等の処理後、金属製錬の原料用とできるまで選別された基板や、鉄くず、アルミくずなども有害使用済機器には該当しない。
- なお、取扱いの過程で破損等されたことで、廃棄物と判断された機器については、廃棄物として適正に処理する必要がある。また、有害使用済機器の処理の過程で発生する廃棄物は、当該事業場の廃棄物として廃棄物の処理基準に従い適正に処理する（又は廃棄物の処理業者に処理委託する）必要がある。



プリンター



パソコン



掃除機

部品、原材料等の管理について

部品の取扱い

- 有害使用済機器を解体し、取り出された部品（例えば、モーターやバッテリー等）は、有害使用済機器には該当しない。しかし、モーターなどは、ぞんざいに扱った場合は、油の流出の懸念があることや、バッテリーが出火源と想定される雑品スクラップの火災など、生活環境保全上の支障を生じるおそれがあります。これらのことを鑑みると、部品によっては、種別毎の分別保管、油等が漏れ出さない容器を用いた保管、風雨にさらされないよう屋内での保管など、生活環境上の支障が生じないような取扱いをすることが望まれます。

原材料の取扱い

- 有害使用済機器保管等業者の中には有害使用済み機器を処理し、金属製錬などの原材料とする事業を行う場合も想定されます。このような原材料となるまで処理されたものは、有害使用済み機器に該当しないが、原材料となるまでの処理に当たっては、保管および処分の基準を遵守する必要がある。
- また、原材料になったものについては、その後の生産工程において要求される品質を満たすためなどの理由で必然的に丁寧に取扱われることが見込まれるが、環境保全の観点からも、分別保管や容器を用いた保管などの取扱いが望まれます。



ハードディスク



基板

附属品、混合している場合の取扱いについて

付属品について

- 有害使用済機器の付属品は有害使用済機器に該当する。一方、電源コードなどは、単独の品目のみを選別保管し、原材料として持出す事業を行う場合も想定される。このように、単独品目に選別され原材料として取扱われる場合は、有害使用済機器に該当しない。

有害使用済機器が金属スクラップ等と混合している場合

- 有害使用済機器対象品目と金属スクラップ等その他のものが混合し、この混合物が総体として廃棄物と判断される場合は、廃棄物として適正に処理する必要がある。
- 一方、混合物が総体として廃棄物とは判断されない場合は、混合している対象品目について、廃棄物該当性を判断し、廃棄物と判断できない場合は、有害使用済機器の該当性を判断することとなる。
- 以上の判断経過を経て、混合物内の対象品目が有害使用済機器に該当する場合は、この混合物の保管等を業とする者は届出が必要である。
- なお、有害使用済機器はその他のもの（有害使用済機器の対象ではないもの）と分別保管する必要があるため、この混合物から有害使用済機器を分別し保管する必要があります。また、運搬時においても、有害使用済機器保管等業者の事業場における分別が容易な状態で積載することが望ましい

3. 有害使用済機器の保管及び処分の基準

有害使用済機器の保管及び処分の基準に係る根拠条文

- 有害使用済機器保管等事業者は、政令で定める有害使用済機器の保管及び処分に関する基準に従い、有害使用済機器の保管又は処分を行わなければならない。【法第十七条の二 第二項】

有害使用済機器の保管及び処分の基準の対応方針

- 廃棄物の保管・処分の基準を基本とする。
- 保管基準のうち、保管高については、使用済電子機器の保管の実態も踏まえて対応する。特に、勾配については留意する必要があるものの、使用済電子機器の保管状態については、経験的に安定していることを踏まえると、必ずしも廃棄物と同等の勾配に関する規定が必要とはいえないことから、実態に即したものとすることとする。
- 処分基準のうち、処分の方法については、自治体アンケート、現地調査を踏まえ、基本的には破砕、切断、圧縮、解体を想定した基準とする。
- 生活環境の保全上、特に留意すべきと思われる火災の防止の観点から、原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスボンベ等の扱いについては、現地調査における取り扱い実態を踏まえ、分別した上で保管及び処分させる等必要な措置を講じる。
- 有害物質の飛散流出防止について、例えば蛍光管等水銀を含有する部品については、破損しないよう適切に分別のうえ、廃棄物として処理する場合は水銀使用製品産業廃棄物として適正に処理する等必要な措置を講じる。

(※有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会（座長：寺園淳 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター副センター長）中間取りまとめより抜粋)

有害使用済機器の保管及び処分の基準の説明

- 有害使用済機器の内部には、有害物質や油などが含まれており、不適正な保管や処分を行った場合、有害物質等の周辺環境への飛散・流出や、発生した汚水等による周辺土壌又は公共用水域等の汚染などが懸念されるほか、不適正な保管及び処分による火災の発生のおそれがあるため、有害使用済機器保管等事業者は基準を遵守し適正に保管又は処分を行うことにより、生活環境上の影響を防止する必要がある。

(1) 有害使用済機器の保管の基準 (政令規定事項)

法第十七条の二第二項の規定による有害使用済機器（同条第一項に規定する有害使用済機器をいう。以下この条及び次条において同じ。）の保管及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。【政令第十六条の三】

一 有害使用済機器の保管に当たっては、次によること。

イ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

(1) 保管の場所の周囲に囲いが設けられていること。

(2) 環境省令で定めるところにより、外部から見やすい箇所に有害使用済機器の保管の場所である旨その他有害使用済機器の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

ロ 保管の場所から有害使用済機器又は当該保管に伴つて生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

(1) 保管する有害使用済機器の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあつては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。

(2) 屋外において有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた有害使用済機器の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。

(3) 有害使用済機器の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。

(4) その他環境省令で定める措置

ハ 保管の場所において騒音又は振動が発生する場合にあつては、当該騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ニ 保管の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管することその他の環境省令で定める措置を講ずること。

ホ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(1) 有害使用済機器の保管の基準 (省令規定事項)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (保管基準関連抜粋)

(有害使用済機器の保管の場所に係る掲示板)

第十三条の五 令第十六条の三第一号イ(2)の規定による掲示板は、縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。

- 一 有害使用済機器の処分又は再生を行う場合にあつては、有害使用済機器の保管の場所である旨に加えて、有害使用済機器の処分又は再生の場所である旨
- 二 保管する有害使用済機器の品目
- 三 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- 四 屋外において有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合にあつては、次条に規定する高さのうち最高のもの

(有害使用済機器の保管の高さ)

第十三条の六 令第十六条の三第一号ロ(2)の規定による環境省令で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。

- 一 保管の場所の囲いに保管する有害使用済機器の荷重が直接かかる構造である部分(以下この条において「直接負荷部分」という。)がない場合(第三号に掲げる場合を除く。) 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端(当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線)を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾(こう)配を有する面との交点(当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの)までの高さ
- 二 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合(第三号に掲げる場合を除く。) 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五十センチメートルの線(直接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあつては、その下端)(以下この条において「基準線」という。)から当該保管の場所の側の任意の点ごとに、次のイに規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、イ又はロに規定する高さのうちいずれか低いもの)又は五メートルのうちいずれか低いもの
 - イ 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ
 - ロ 前号に規定する高さ

(1) 有害使用済機器の保管の基準 (省令規定事項)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (保管基準関連抜粋 続き)

(有害使用済機器の保管の高さ (続き))

三 保管の場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合 次のイから八までに規定する高さのうちいずれか低いもの又は前号に規定する高さ

イ 当該保管の場所の当該三方以外の方向から、事業の用に供する施設 (当該保管の場所を除く。) 又は事業場の敷地の境界線への水平距離のうち最小のもの二分の一に相当する高さ

ロ 当該直接負荷部分の基準線の高さ

ハ 五メートル

(有害使用済機器の保管に係る飛散防止等のための措置)

第十三条の七 令第十六条の三第一号ロ (4) の規定による環境省令で定める措置は、その保管を業として行おうとする有害使用済機器の品目に応じ、保管の場所から有害使用済機器又は当該保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずることとする。

(有害使用済機器の保管に係る火災の発生又は延焼を防止するための措置)

第十三条の八 令第十六条の三第一号二の規定による環境省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。

一 有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管すること。

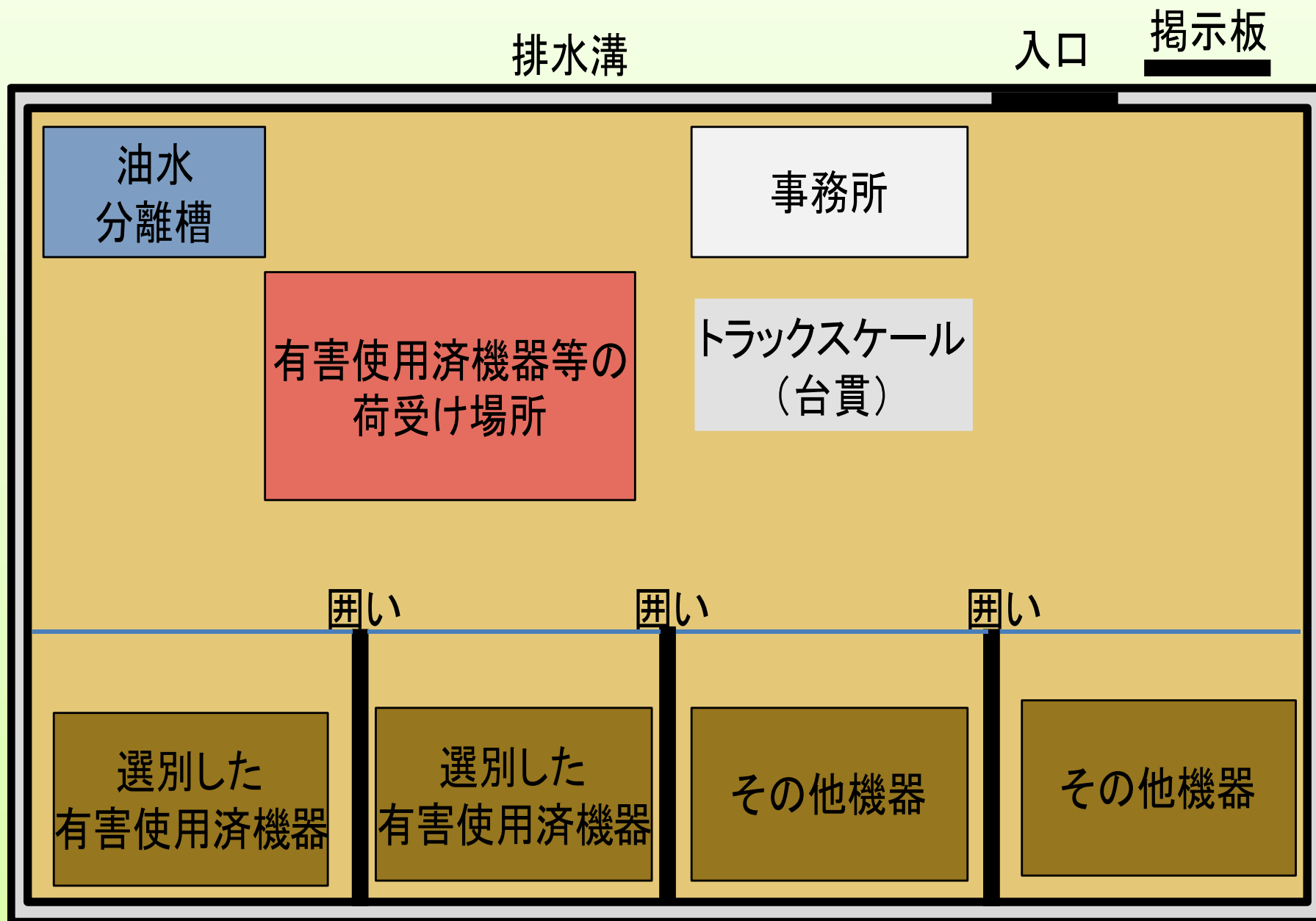
二 有害使用済機器に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合にあつては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。

三 有害使用済機器の一の保管の単位の面積を二百平方メートル以下とすること。

四 隣接する有害使用済機器の保管の単位の間隔は、二メートル以上とすること (当該保管の単位の間には仕切りが設けられている場合を除く。)

五 その他必要な措置

有害使用済機器の保管を行う事業場のイメージ図



有害使用済機器の保管の基準の概要

【囲いの設置】について

- 有害使用済機器の保管にあたっては、みだりに人が入り込まないように、また機器やその一部が周辺環境へ飛散・流出しないよう管理するため、囲いを設け、**保管の位置を明らかにする必要がある。**
- また、**囲いに加重がかかるように有害使用済機器が保管されている場合**、囲いが倒れ又は壊れること等により、有害使用済機器が周辺に崩落しないように、当該荷重に対して**構造耐力上安全である必要がある。**

【保管ヤード付近の掲示板の設置】について

- 有害使用済機器の保管にあたっては、有害使用済機器の保管等の場所である旨、管理者の氏名又は名称、及び連絡先、保管又は処分の別、保管品目、最大保管高さ（容器を用いずに屋外で保管する場合に限る。）など、**必要な事項が表示された掲示板を設ける必要がある。**

【保管高さ】について

- 有害使用済機器を容器を用いずに屋外で保管する場合、機器やその一部の周辺環境への飛散・流出防止や火災対策の観点から**保管の状況に応じて定められた高さを超えないようにする必要がある。**

【土壌・地下水汚染防止】について

- 有害使用済機器は内部に潤滑油等を含むものがあり、また多くの機器では有害物質を含んでいることから、**保管に際し、油の漏洩や汚水の発生・流出等が生じる場合には、公共水域、土壌や地下水の汚染のおそれがあるため、周辺環境の汚染を防止する措置を講ずる必要がある。**

【飛散流出に関する必要な措置】について

- 屋外で容器を用いずに保管する場合で、**強風時等に有害使用済機器やその一部が飛散・流出するおそれのある場合は、フェンスを設けるなど保管の状況に応じて必要な対策を講じる必要がある。**

【生活環境の保全】について

- 有害使用済機器の保管を業として行うにあたっては、機器の搬入搬出に伴う車両の走行、車両からの積卸し、積み込み、選別時の重機稼働等による**騒音・振動により、生活環境保全上悪影響をおよぼさないよう必要な措置を講じる必要がある。**

【火災・延焼防止】について

- 有害使用済機器の中には、乾電池、リチウムイオン電池等が含まれているものがあり、これらの電池からの液漏れや短絡を要因として火災が発生するおそれがあることが指摘されている。また、外装に多く使われているプラスチック等の可燃物による延焼のおそれも指摘されている。
- このことから、火災発生源の可能性のある物の分別、保管高さを一定程度（5 m以下）に制限する等の措置を講じる必要がある。

【公衆衛生の保全等】について

- 有害使用済機器の保管等に当たっては、ねずみ、害虫等が発生しないようにする必要があるため、保管する有害使用済機器等の雑品スクラップの整理、整頓及び保管場所の清掃を行うことで衛生的な環境を作り出すこと、害虫が発生しないよう又は雨水の腐敗による悪臭が発生しないよう雨水が溜まらないようにすることなどの措置を講じる必要がある。また、害虫等の発生のおそれがある場合には、薬剤散布などが考えられる。

有害使用済機器の保管の基準（揭示版記載例）

- ・ヤードの入り口等の見やすい場所に揭示版を設置
- ・寸法は縦60cm×横60cm以上
- ・記載事項：有害使用済機器の保管の場所である旨（保管又は処分を行っている場合はその旨も追記）、保管する有害使用済機器の品目、管理者の氏名又は名称、及び連絡先、最大保管高さ（容器を用いずに屋外で保管する場合）

有害使用済機器の保管場所		
保管する有害使用済機器の品目		
管理者	氏名又は名称	
	連絡先	
最大保管高さ		m

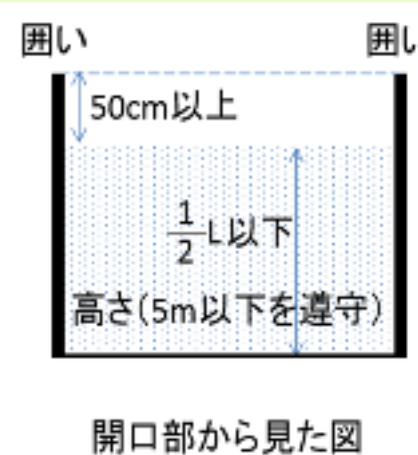
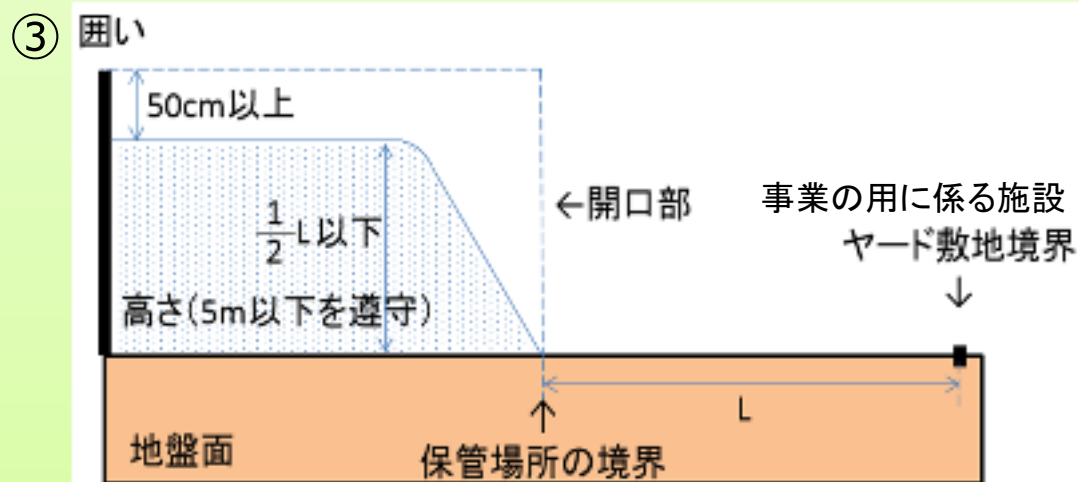
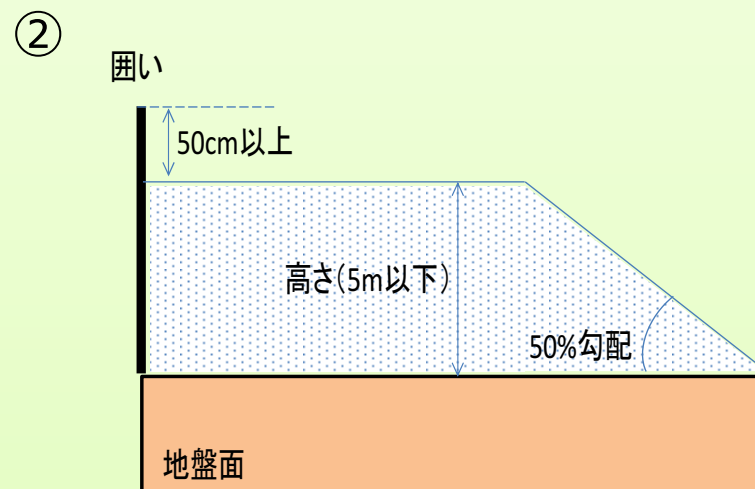
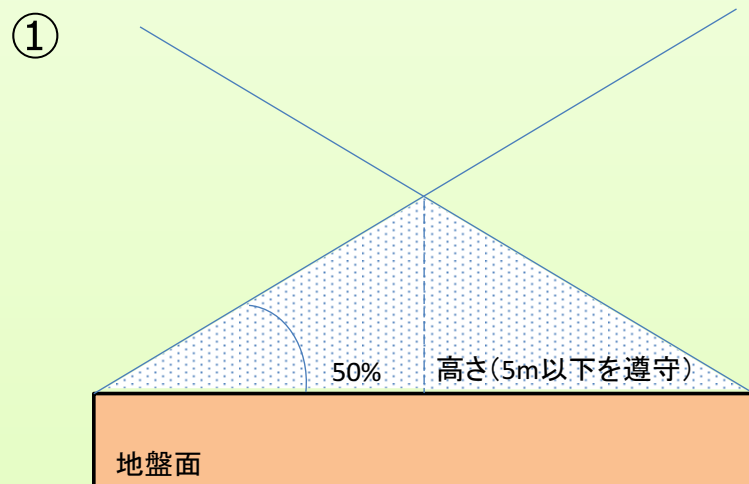
または「廃棄物処理法第17条の2に規定する機器（有害使用済機器）の保管場所」

処分（又は再生）も行っている場合は、「～の保管・処分（再生）場所」と記載

代表的な取扱品目を3つ以上記載。なお、代表的な品目の選定に当たっては、取扱量上位3種を選定するなど、取扱実態と乖離しない品目を選定すること

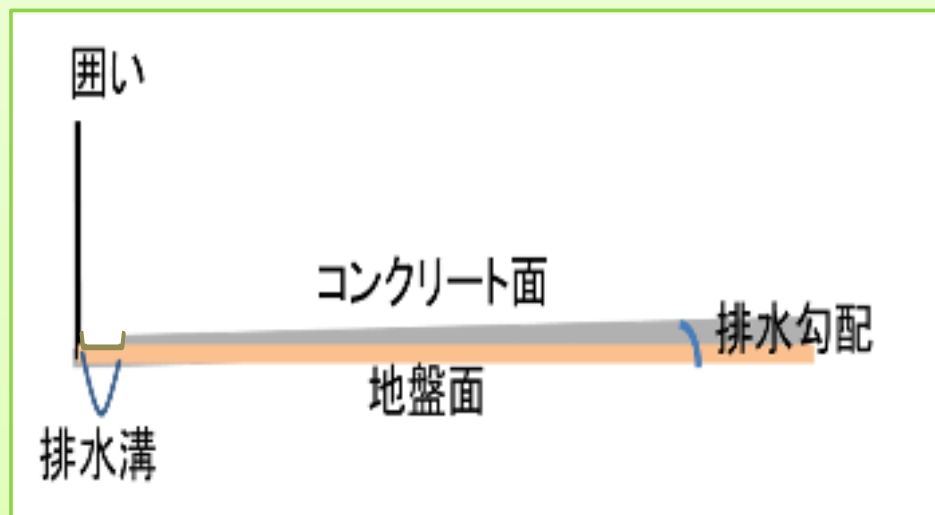
有害使用済機器の保管の基準（保管高さのイメージ）

- 有害使用済機器の保管に際しては、機器及びその一部が周辺に飛散流出しないように保管する必要がある。
- 屋内での保管、容器を用いた保管、などが考えられるが、容器を用いず屋外で山積み保管する場合も想定される。
- その場合、①堅牢な囲い接しない場合は、水平面に対し五十パーセントの勾配として保管する。②堅牢な囲いに接する場合（③の場合を除く）③三方を堅牢な囲いでかこむ場合に3つの場合について基準が定められている。

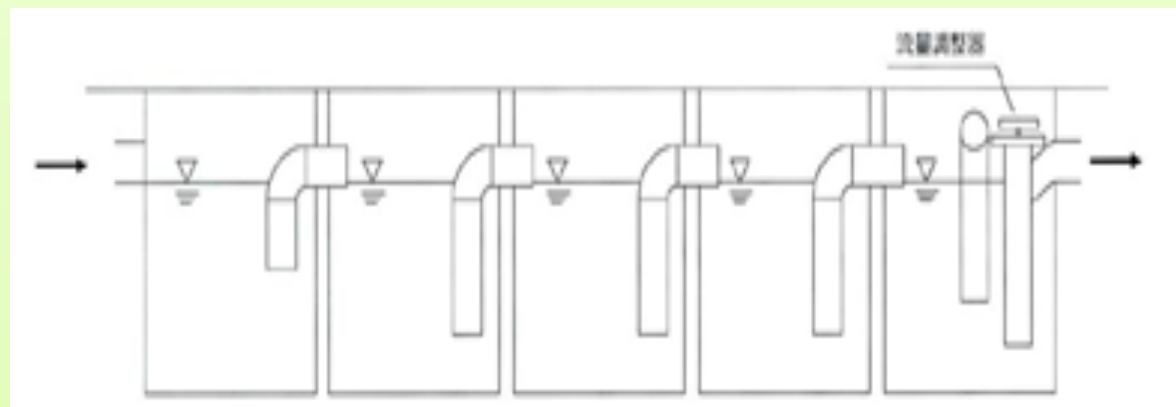


有害使用済機器の保管の基準（土壌・地下水汚染防止のイメージ）

- 汚水や油が流出するおそれがある場合には、保管ヤード外への流出防止及び、保管ヤードの雨水の速やかな排水のため、保管場所のコンクリート敷設とともに、周辺に排水溝を設置し、併せて雨水・汚水を集約する箇所に油水分離槽等を設置する等必要な措置を講じる必要がある。
- 排水溝の設置に際しては、保管場所に敷設されたコンクリートや鉄板上を流れる雨水・汚水が周辺環境へ流出しないように、保管場所の周りに排水溝を設置し、排水溝は、雨水・汚水の集水箇所に流れるよう、下図のように排水勾配を確保する必要がある。



コンクリート舗装イメージ



油水分離槽イメージ

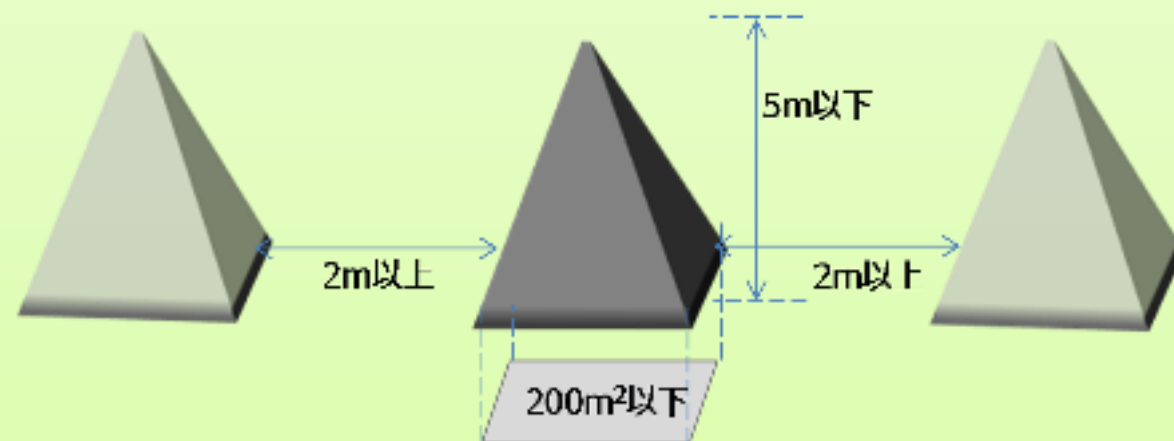
有害使用済機器の保管の基準（火災・延焼防止措置のイメージ）

- 近年雑品スクラップの保管ヤードからの火災の発生が多いことから、有害使用済機器の保管に際しては火災の防止の観点から、次の措置を講じる必要がある。
- 火災防止、延焼防止の管理を容易にする観点から、**有害使用済機器は、廃棄物や金属スクラップ等その他の廃棄物に該当しない資源物と分別して保管する必要がある。**そのため、搬入時に分別する必要があることから、混合状態で搬入された場合は、展開検査を行う等により適正に分別する必要がある。
※運搬時においても有害使用済機器とその他の物が分別可能な状態で積載してあることが望まれます。
- 火災の原因となり得る**油、電池・バッテリー、ガスボンベ、トナーカートリッジ等の扱いについては、分別した上で適正に処理**することとする必要があります。
- 火災防止の観点から、有害使用済機器の保管の**一つの集積単位の面積は200m²以下**とする必要があります。
- また、**（不燃性の仕切りを設ける場合を除き）一つの集積単位と他の物、又は集積単位相互間の離隔距離は2m以上**とする必要があります。
※**火災防止等の観点から、保管高さは5m以下とする。**



分別保管の例

出所) 環境省



集積単位相互間の離隔距離イメージ図

有害使用済機器の保管の基準 (火災の原因となり得るもの、特に有害な物質を含む部品の回収の例)

- 有害使用済機器の中には、特に有害性の高い物質を含むあるいは発火の可能性が高い部品等が使用されている場合があるので、適正な取扱いが望ましい。
- ※廃棄物として処理する場合は廃棄物の処理基準に従い適正に処理する必要がある。



乾電池の回収の例



蛍光管回収の例

出所) 環境省

4.帳簿の整備

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する省令（帳簿関連部分抜粋）

（有害使用済機器保管等業者が備えるべき帳簿）

第十三条の十二 有害使用済機器保管等業者（法第十七条の二第一項に規定する有害使用済機器保管等業者をいう。第三項において同じ。）は、帳簿を備え、有害使用済機器の保管、処分又は再生について次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

保管	一 受入れ年月日 二 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量及び受け入れた有害使用済機器の品目 三 搬出した場合には、搬出先ごとの搬出量と品目
処分又は再生	一 処分又は再生年月日 二 処分又は再生に伴って生じた廃棄物又は再生品の持出先ごとの持出量及び処分又は再生した有害使用済機器の品目

- 2 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。
- 3 有害使用済機器保管等業者は、第一項の帳簿を、次に掲げるところにより保存しなければならない。
 - 一 帳簿は、一年ごとに閉鎖すること。
 - 二 帳簿は、閉鎖後五年間事業場ごとに保存すること。

※有害使用済機器の適正処理の観点から帳簿を作成し備え付ける。

帳簿の記載例（保管のみの場合）

①保管のみ（有害使用済機器及びその他の機器との混合状態で受入し保管・選別後出荷する場合）

受入

(H00年00月)

受入品目 ^{※1}	受入年月日	受入先	受入量 ^{※2}	取扱方法	備考
機器混合 ^{※3}	H00.00.00	J社	00kg	保管、選別	パソコン、プリンタ、HDD
パソコン、HDD機器	H00.00.00	J社	00kg	保管、選別	バッテリーを除去
モニター	H00.00.00	K社	00kg	保管	
機器混合	H00.00.00	K社	00kg	保管、選別	バッテリーを除去 パソコン、プリンタ、HDD
...		
...		
合計			00kg		

搬出

(H00年00月)

搬出品目 ^{※1}	搬出先	搬出年月日	搬出量 ^{※2}	備考
小型家電	A社	H00.00.00	00kg	
パソコン	I社	H00.00.00	00kg	
モニター	U社	H00.00.00	00kg	
業務用機器	E社	H00.00.00	00kg	
バッテリー	O社	H00.00.00	00kg	
...	
...	
合計			00kg	

※1：入出票の区別に記載の品目を記載します。

※2：受入量について、重量での把握が困難な場合は「台」「個」などに置き換えて記載しても構いません。

※3：有害使用済機器対象品目が混合した廃物、有害使用済機器と集スクラップが混合した廃物の双方のケースが考えられます。

5. 届出手続き

届出手続きに係る根拠条文

- 使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下この条及び第三十条第六号において「有害使用済機器」という。）の保管又は処分を業として行おうとする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。次項において「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。【法第17条の2 第1項】
- （中略）
- 六 前各項に定めるもののほか、有害使用済機器の保管又は処分に関し必要な事項は、政令で定める。【法第17条の2 第6項】

届出手続きに関する説明

- 法第17条の2 第1項（届出、対象者）
- 法第17条の2 第6項（業を廃止した場合等の届出）
- 届け出た事項を変更する場合についても、同様に届出る必要がある※。
- また、有害使用済機器の保管又は処分業の一部又は全部を廃止した場合には、廃止後速やかに届出る必要がある。
※政令第16条の4
- なお、法令に基づき許可等により環境保全上の措置が講じられている等の者は届出義務が除外されています。
※保管又は処分を業として行おうとする者とは、反復継続して当該保管又は処分を行う者をいいます。

(1) 適用除外の者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（適用除外関係）

（適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者）

第十三条の二 法第十七条の二第一項の環境省令で定める者は、有害使用済機器の保管（当該保管と併せて行う処分又は再生を含む。第一号及び第五号において同じ。）を業として行おうとする者（次のいずれかに該当する場合に限る。）とする。

一 令第十六条の二各号に掲げる機器が廃棄物となつたものの処理（有害使用済機器の保管、処分又は再生を業として行おうとするときは、それぞれ当該廃棄物の保管、処分又は再生）に係る次に掲げる許可、認定、委託又は指定（以下この号において「許可等」という。）を受け、かつ、当該許可等に係る事業場において有害使用済機器の保管を業として行おうとする場合

- イ 法第七条第一項の許可
- ロ 法第七条第六項の許可
- ハ 法第九条の八第一項の認定
- ニ 法第九条の九第一項の認定
- ホ 法第十四条第一項の許可
- ヘ 法第十四条第六項の許可
- ト 法第十五条の四の二第一項の認定
- チ 法第十五条の四の三第一項の認定
- リ 第二条第一号の委託
- ヌ 第二条第二号の指定
- ル 第二条第四号の指定
- ヲ 第二条の三第一号の委託
- ワ 第二条の三第二号の指定
- カ 第二条の三第四号の指定
- コ 第九条第二号の指定
- セ 第十条の三第二号の指定
- ソ 第十条の三第四号の指定

(1) 適用除外の者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（適用除外関係 続き）

（適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者 続き）

- ツ 特定家庭用機器再商品化法第二十三条第一項の認定
- ネ 特定家庭用機器再商品化法第二十三条第一項の認定を受けている者からの委託（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）
- ナ 特定家庭用機器再商品化法第三十二条第一項の指定
- ラ 特定家庭用機器再商品化法第三十二条第一項の指定を受けている者からの委託（当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）
- ム 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十条第三項の認定
- ウ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十条第三項の認定を受けている者からの委託（当該認定に係る同法第十一条第四項第一号の認定計画に従って行われる場合に限る。）
- 二 市町村である場合
- 三 都道府県である場合
- 四 国である場合
- 五 有害使用済機器の保管の用に供する事業場（二以上の事業場を有する者にあつては、各事業場）の敷地面積が百平方メートルを超えないものを設置する場合
- 六 有害使用済機器の保管、処分又は再生以外の事業をその本来の業務として行う場合であつて、当該本来の業務に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行うとき

届出除外対象者概要

- ① 関係法令の許可等を受けた者（例えば、廃棄物処理法の許可等及び家電リサイクル法・小型家電リサイクル法に基づく認定等を受けた者（有害使用済機器と同等の機器を取扱う事業者に限り、許可・認定等に係る事業場と同一敷地内の事業に限る）等）
- ② 有害使用済機器の保管量が少ないこと等により、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれが少ないと考えられる者（実態調査結果等を踏まえ、事業場の敷地面積100m²未満の者を想定）
- ③ いわゆる雑品スクラップをヤードで保管等する者以外の者であつて、有害使用済機器の保管等を業として行おうとする者（有害使用済機器の適正保管を行うことができることが想定できる者に限る。）

(2) 届出事項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（届出事項関係）

（有害使用済機器の保管等の届出）

第十三条の三 法第十七条の二第一項前段の規定による届出は、当該届出に係る有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業を開始する日の十日前までに、次に掲げる事項を記載した様式第三十五号の二による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 事業の範囲
 - 三 事務所及び事業場の所在地並びに事業場の敷地面積
 - 四 保管の場所の所在地及び面積並びに保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さ
 - 五 第十三条の六の規定による高さのうち最高のもの
 - 六 処分又は再生を行う場合にあつては、当該処分又は再生に係る事業場の所在地及び処分する有害使用済機器の品目
 - 七 事業の用に供する施設を設置する場合にあつては、当該施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力
 - 八 届出をしようとする者が法第十四条第五項第二号八に規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合には、その法定代理人の氏名及び住所
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
- 一 事業計画の概要を記載した書類
 - 二 事業場の平面図及び付近の見取図
 - 三 事業の用に供する施設を設置する場合にあつては、当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
 - 四 届出をしようとする者が前二号に掲げる場所及び施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該場所及び施設を使用する権原を有すること）を証する書類
 - 五 有害使用済機器の処分又は再生を業として行う場合には、当該処分又は再生に伴つて生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類
 - 六 届出をしようとする者が個人である場合には、住民票の写し
 - 七 届出をしようとする者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - 八 届出をしようとする者が法第十四条第五項第二号八に規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合には、その法定代理人の住民票の写し

(2) 届出事項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（変更届出関係）

（有害使用済機器の保管等に係る変更の届出）

第十三条の四 法第十七条の二第一項後段の規定による変更の届出は、当該変更の日の十日前までに、次に掲げる事項を記載した様式第三十五号の三による届出書を提出して行うものとする。ただし、次項の規定により前条第二項第四号及び第六号から第八号までに掲げる書類を添付して行う場合にあつては、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 法第十七条の二第一項の規定による届出を行つた年月日
- 三 変更の内容
- 四 変更の理由
- 五 変更予定年月日

2 前条第一項第二号から第七号までに掲げる事項の変更の届出については、当該変更に係る届出書に、当該変更に係る場所又は施設に関する同条第二項第一号から第五号までに規定する書類及び図面を添付するものとする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する政令（廃止届出関係）

（廃止の届出）

第十六条の四 法第十七条の二第一項の規定による届出を行つた者は、当該届出に係る有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業の全部又は一部を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（廃止届出関係）

（廃止の届出）

第十三条の十一 令第十六条の四の規定による事業の廃止の届出は、当該廃止の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した様式第三十五の四による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

届出事項・書類

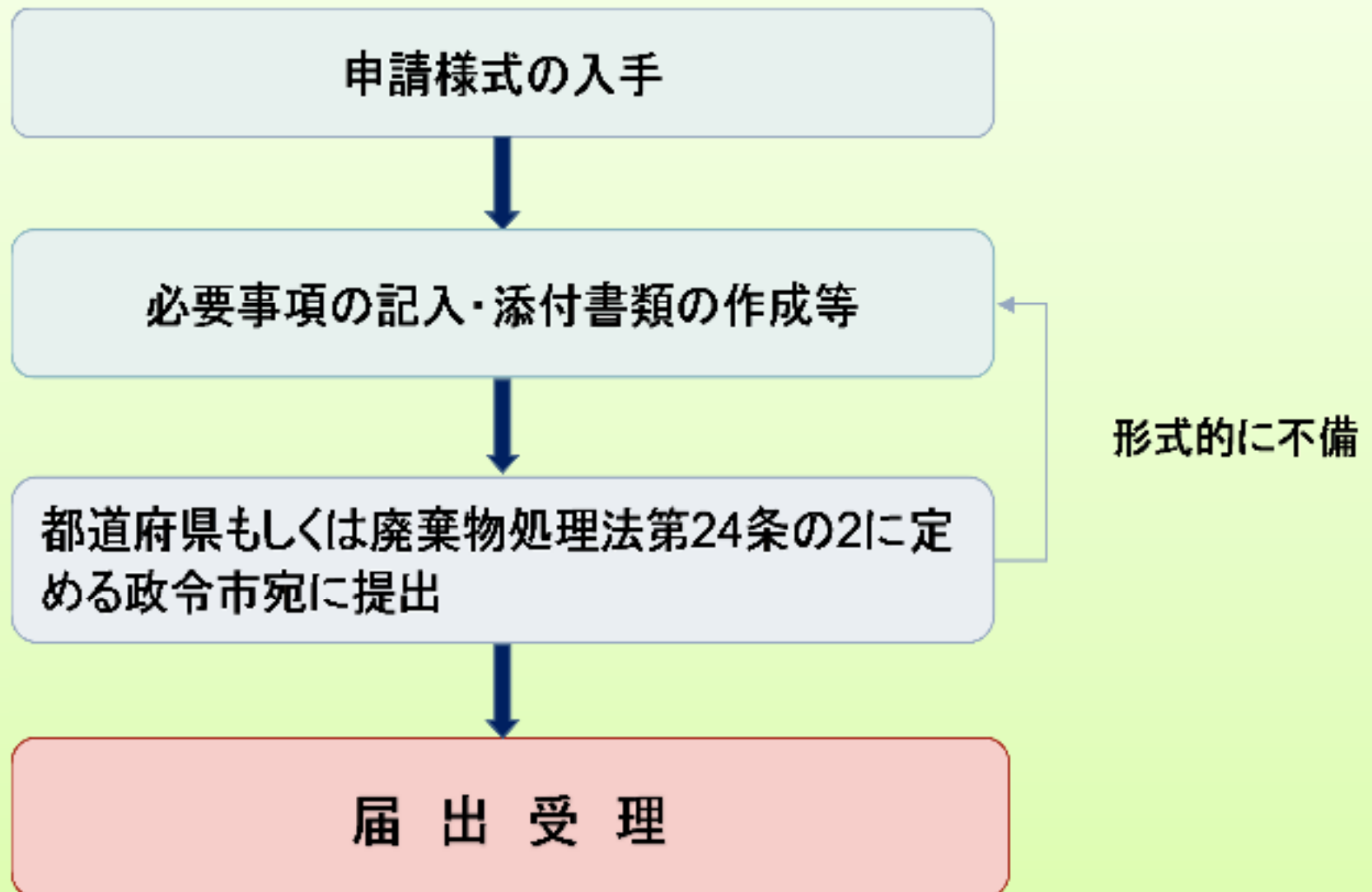
- 申請者の基本情報（氏名又は名称、住所、その他申請者の基本的情報を示す書類）
- 事業一般に関する事項（事務所及び事業場の所在地、事業計画の概要、事業開始年月日、事業場の概要、事業場の面積、付近の見取図、事業の用に供する場所の使用権原を有することを証する書類）
- 保管に関する事項（保管する品目、保管場所の面積、保管量・保管高の上限、保管場所の図面（平面図、構造図等））
- 処分に関する事項（処分の方法、処分する品目・数量、処分施設の種類・数量・設置場所の図面（平面図、構造図等））

※複数の都道府県等で事業を行う場合は、各自治体毎に届出が必要

届出の時期

- 新規は事業開始前10日前までとすることとする。
 - ※施行日（平成30年4月1日）に既に有害使用済機器保管等業を実施している業者は、6ヶ月の経過措置が設けられている。（平成30年9月30日までに届出が必要）
- 届出事項の変更についても、基本的に変更の10日前までに届出が必要。
 - ※住民票、定款、謄本、土地の権原を証する書類の添付を要する変更は、当該書類の変更後速やかに届出が必要。
- 有害使用済機器の保管又は処分の事業の一部又は全部を廃止した際の届出について規定する（廃止後10日以内に提出。）。
 - ※事業の一部廃止とは、事業の範囲の一部廃止（保管又は処分・再生の内の一部を廃しする場合）、複数の事業場の内一部を廃止する場合、取扱い品目の一部を廃止する場合などを指します。

届出手続きの流れ（概要）



届出様式の記載例（新規届出）

様式第三十五号の二（第十三条の三関係）

（第1面）

有害使用済機器保管等届出書 ○○年○○月○○日 都道府県知事 殿 (市長) 届出者 住 所 〒○○-○○○ ○○県○○市○○町○番○○号 氏 名 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○ ① 電話番号 ○○○○-○○-○○○○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
事業の範囲(取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。) 有害使用済機器の品目： 電動工具、電気掃除機、扇風機 等 (廃棄物処理法施行令第16条の2第5号～第32号に定める機器)	処理の区分 保管のみ ・ 保管及び処分（再生を含む）
事務所及び事業場の所在地等 事務所 ○○○○事業場 電話番号 ○○○○-○○-○○○○ ○○県○○市○○町○番○○号 事業場 同上 電話番号 同上 面積 ○○○m ²	
保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ（それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。）	保管場所① 所在地:同上 面積:○○m ² 、最大高さ 5m 品目:電気掃除機、扇風機等 施行令第16条の2第5号～20号の機器 保管場所② 所在地:同上 面積:○○m ² 、最大高さ 3m 品目:ゲーム機、デジタルカメラ等 施行令第16条の2第21号～32号の機器
処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目	事業場:○○事業場 所在地:同上 品目:電気掃除機、扇風機等施行令第16条の2第5号～32号の機器
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力	○○事業場、所在地:同上 破砕機(シュレッダー)、1台、○○年○○月○○日設置 処理能力10t/日
※事 務 処 理 欄	

（第2面）

届出者（個人である場合）		
(ふりがな)氏名	生年月日	住 所
(法人である場合)		
(ふりがな)名称	住 所	
株式会社○○○○	〒○○-○○○○ 県○○市○○町○番○○号	○○
法定代理人（届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合）		
(ふりがな)氏名	生年月日	住 所
備考		
1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。 2 ※欄は記入しないこと。 3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。		

(日本工業規格 A列4番)

事業場や保管場所が複数ある場合などにより様式に書き切れない場合は別途一覧表を作成し添付するなど適宜対応いただきたい。

届出様式の記載例（変更届出 廃止届出）

様式第三十五号の三（第十三条の四関係）

有害使用済機器保管等変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者
住 所 〒〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇〇号

氏 名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇 〇

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付で届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について変更するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	新	旧
変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項を除く。）	代表取締役の変更 〇〇〇〇	□□□□
変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
変 更 の 理 由	代表者の新任退任	
変更予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
備 考		
1 この届出書は、原則として変更する日の10日前までに提出すること。		
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

（日本工業規格 A列4番）

様式第三十五号の四（第十三条の十一関係）

有害使用済機器保管等廃止届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者
住 所 〒〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇〇号

氏 名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇 〇

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付で届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の4の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

廃止した事業の範囲	処分(再生を含む)の廃止
廃止の理由	施設の老朽化に伴う事業の廃止
廃止の年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
備 考	
1 この届出書は、廃止の日から10日以内に提出すること。	
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。	

（日本工業規格 A列4番）

6. 報告徴収、立入検査等

報告徴収、立入検査等の根拠法令

法第十七条の二 第三項

次条第一項、第十九条第一項、第三項及び第四項、第十九条の三（第一号及び第三号を除く。）並びに第十九条の五第一項（第二号から第四号までを除く。）及び第二項の規定は、有害使用済機器の保管又は処分を業とする者について準用する。

準用する条文

条文	概要
第十八条第一項	報告の徴収
第十九条第一項、第三項及び第四項	立入検査
第十九条の三（第一号及び第三号を除く。）	改善命令
第十九条の五第一項（第二号から第四号までを除く。）及び第二項	措置命令

罰則

	罰則
措置命令違反（法第25条第1項第5号）	5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれを併科
改善命令違反（法第26条第2号）	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれを併科
届出義務違反（法第30条第6号）	30万円以下の罰金
報告徴収に関する不報告等（法第30条第7号）	
立入検査の拒否等（法第30条第8号）	

報告徴収・立入検査への協力について

- 有害使用済機器の適正な取扱いを確保するため、都道府県等は、必要な報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等を行うことができることが定められている。
- したがって、有害使用済機器又はその疑い物の保管又は処分を業とする者は、都道府県等から、有害使用済機器に係る報告徴収や立入検査を受ける場合があるため、これらを受けた場合は積極的に協力いただきたい。
※立入検査は事前通告無く行われる場合があるため、その際も積極的に協力していただきたい。
- また、立入検査においては、一般的に日本語が使われるため、日本語による対応が可能な体制を整えていただきたい。
- なお、報告徴収や立入検査の拒否などを行った場合の等の罰則が規定されているので留意願いたい。

※有害使用済機器は廃棄物疑い物として判断される可能性があり、廃棄物の処理に関する指導監督権限を有する行政機関からの報告徴収や立入検査を受ける場合も想定されるため、その場合も積極的に協力いただきたい。

7. 今後の検討事項

検討会中間取りまとめにおいて、有害使用済機器の保管等に係る今後の課題を以下のとおり整理しており、これを踏まえて対応することとする。

- 改正法の施行までに、先行事例である自治体の取組の水準を引き下げることがないように、ガイドラインの整備や自治体への通知の発出を進めるなど、具体的な運用面の検討を一層進め、実効ある制度となるよう努めるべきである。
- 改正法の施行後は、今回の検討会において検討を行いつつも指定対象とならなかった機器を始め**対象機器について、パーゼル法の輸出確認の状況も含めた法の施行状況、機器の有害性等の更なる実態把握を行い、適時適切に機動的な対応を行うべき**である。また、定期的かつ継続的な検討・機器追加を図るための方法確立すべきである。
- **給湯器、配電盤、無停電電源装置（UPS）**については、現地調査において多く確認され、また、いわゆる雑品スクラップの中でも個別に有価としての取引実績があると見込まれ、かつ、火災原因となる可能性や、鉛等の含有があることから、更なる実態把握の上で、**今後の機器の指定の検討に当たり特に考慮すべき**である。
- その他の機器については、「有害使用済機器」という名称が法で規定されたが、「有害」「機器」という用語を狭く捉えないようにするべきである。

「有害」については、有害性の考え方について一層の検討を進めるべきである。例えば、機器に含有される有害物質の情報を引き続き収集していくなど有害物質の含有の観点にとどまらず、油の流出による土壌・水質汚染のリスクや、フロンの放出リスク、今回以上にバッテリーの存在による火災リスク等も考慮して検討すべきである。具体的な機器としては、**油を含む機器としてオートバイや農機具、フロンを含む機器として自動販売機やショーケース、バッテリーを含む機器等も指定を検討すべき**である。「機器」については、解体されたことで発生する部品や原材料も過度に除外されないようにすべきである。

また、今回指定することとしたリサイクル法対象機器を始めとして、業務用と家庭用の機器を環境への影響上区別する必然性は必ずしもないことから、こうした区別を設けずに機器を指定することについても検討すべきである。そして、今回の機器の指定や今後の一定の追加指定を行っても「すきま」の問題が解消しない等の判断に至った場合には、更なる実態把握の上で、機器単位ではなく、有害性の有無の観点で対象を指定することも含めて、指定の在り方を検討していくことも将来的にはありえる。

以上の多くの論点があることを踏まえ、本検討会で議論された点に十分配慮して機器の指定をすべきである。また、**今回の指定は「第一歩」と考えるのが適切**であり、追加指定や柔軟な運用ができるようにすべきである。

7.今後の検討事項（続き）

（前項からの続き）

- 法の施行後も引き続きスクラップヤードの実態把握に努めるべきである。特に、今般対象外となる機器のみを扱うスクラップヤードが一定程度出現すること等も想定されることから、法の施行状況に加えて、規制対象外として整理されるこうしたヤードについても、実態を把握すべきである。さらに、実態把握に当たっては、火災リスクを始めとした人の健康・生活環境保全上の支障の防止について、例えば、自治体を通じた規制対象内外のスクラップヤードの状況把握、輸出入される場合を含めた**いわゆる雑品スクラップの全体的な物の流れの把握など、実態把握と検証を行うべき**である。
- これらの実態把握等も踏まえた上で、保管基準、処分基準、届出事項の追加等、必要な対策を講じるべきである。また、今般の届出対象となっていない**有害使用済機器の収集・運搬段階についても、更なる実態把握の上で、届出対象とする等、必要な対策を検討していくべき**である。さらに、今後の有害使用済機器の追加と併せて、**リサイクル法で回収ルートが定められていない機器についても、必要な実態把握を行った上で、排出段階からの対応の必要性を含めて対策を検討していくべき**である。